

日本版マイスター制度に関する特命委員会 第二次提言

自由民主党政務調査会

平成 29 年 6 月 1 日

当特命委員会では、職人の社会的、経済的、地位の向上を目指し、ドイツのマイスター制度も参考にしながら、職人団体をはじめ産業界からのヒアリングを重ねてきた。全国で 372 万人いると言われている職人が日本の経済活動の重要な担い手であることを再認識し、光を当てていくことが重要である。

デフレから脱却し、地方でもアベノミクスの成果を実感できるようにする、という大きな目標においても、過度に安さを追求する社会から、職人等による高付加価値の製品・サービスを供給する社会への展開が必要である。

第四次産業革命、AI の時代にあっても継承されるべき技(能)があり、ロボットにとって代わることのできない人の手仕事を維持していかねばならない。そのためにも親方から弟子へ日本型の産業の礎も継承されていく必要がある。匠の技を大事にする、本来の、ものづくり大国日本を築くべく、日本版のマイスター制度を確立することを目標とする。そのために求められる施策を以下提言する。

I. 人材育成

① 技能検定に関して、制度本来の価値を取り戻すためにも、しっかりと選択と集中を行い、必要な公費負担を確保していくことが重要である。

また、真に必要と認められる職種について、都道府県が実施する形式も含め、公費負担を行える形式での実施を可能とすることを検討すべきである。

若年層が技能検定を受検しやすい環境を整備し、各都道府県におけるものづくり分野を支える必要な人材の確保、育成を支援するため、受検料の減免を行う都道府県等に対し、国の支援を講じる制度がスタートした事を広く周知すべきである。

② 民間発意の職人育成塾の設立等(内装系の職人育成塾(香川)や板金、瓦等の利根沼田テクノアカデミー(群馬)等)、国交省・厚労省・建設業振興基金等も関わり、研修プログラムの作成や広報での支援が行われているが、依然として地方における人材の確保が課題である。被災地の復旧、復興にも影響が出てくる状況にある。人材開発支援助成金では職業訓練等を実施する事業主体に対して訓練経費や訓練中の賃金を助成すること等により、企業内の人材育成を支援している。OFF-JT、OJT 両方への助成があるので、見習いを雇い入れる親方がこの助成金を活用し人材育成を進めやすくできる様、周知徹底を求める。

③ ものづくりマイスター制度が、熟練技能者による実技指導を通じた若年者への技能継承等を目的とすることに鑑み、ものづくりマイスターの高齢化への対応を進める等、世代が途切れることの無い様、体制の強化が求められる。

④ 文化庁所管の選定保存技術は69の技術が選定されており、個人 54 名と 34 団体(2017 年 5 月 17 日現在)が保持している。後継者を育成中であっても、最後の一人となっている保持者もあり、その技術が途絶えることの無い様、必要な予算の確保、広報、民間との連携を進めることが必至である。

⑤ 歴史的建造物の修繕、改修等は長期にわたる技能の伝承、継承が必要であり、その環境を整える必要がある。

⑥ 例えばものづくり大学は技能工芸学部の下に製造学科と建設学科があり、実習とインターンシップを通じて、仕事をする意味や職場での考え方、コミュニケーションの必要性等を体得することを目指しているが、このようなものづくり分野における卒業生の活躍の場を増やすことで、各大学における人材育成に更に力を入れていく。

また、京都伝統工芸大学校等の専修学校等で見られるように、放送大学との連携協力を通じた学士号取得の事例等を増やしていくことも今後の課題である。

Ⅱ. 技能の見える化

① 優れた技能者の見える化に向けて、「建設キャリアアップシステム」の構築が進められている。現在、システムの運営主体となる(一財)建設業振興基金においてシステムの発注手続きを進めているところであるが、技能者がこれまでの経験や技能を蓄積、活用することで、現場管理の効率化をはかるとともに、技能者の処遇改善となるように確実に進められたい。

② 技能検定の認知度は事業所で49.3%であり、技能検定制度・技能士のロゴマークの普及、認知も充分とは言えないため、技能士が付けられる技能士章も含め一層の周知に取り組むべきである。また、今後、一級技能士が関与した製品、サービス等について、付加価値の高いものであることが分かるよう、認定マークを普及する等、技能が広く理解される社会となる様、啓発活動を進めるべきである。

③ 225にわたる伝統的工芸品について、「伝統マーク」の認知度は25%程度である。その付加価値が広く理解される社会となる様、啓発活動を進めるべきである。伝統工芸士は現在約4100人にのぼるが、今後海外への発信を含め、日本の伝統的工芸品の普及活動を更に強化していくべきである。

Ⅲ. 経済的価値、処遇改善

① 技能検定の合格と処遇が必ずしも連動していない。国の営繕工事においては1級技能士を置くこととしているが、1級技能士を常駐させることを義務付ける制度は一部地方公共団体での採用に留まっている。33業種にわたる登録基幹技能者や

全技連マイスターの位置づけ等、既存制度との整理を進めつつ、技能があることが処遇の改善となることや企業の収益向上につながるよう検討すべきである。

② 下請け構造を点検し、職人の給与向上につながる様、技能士の賃金水準アップを目指す。

IV. 社会の理解、連携

① 技能を持つ人が社会に適正に評価される様、ドイツのように、マイスターには高くても良い仕事をしてもらいたい、という風土を醸成させていく。

② 商工会議所、商工会等、異なる技能を持っている人々が情報交換をする場、コラボレーションのきっかけ作りに職人等技能者がより積極的に参画できるよう環境整備を求める。技のみならず、マーケットインやブランディングといった総合力をつけることができる様、中小企業大学校、よろず支援拠点を含めて、職人の「稼ぐ力」の確立応援パッケージ～WAZAカンパニーへの支援策～の拡充と、対象者へのアプローチの強化を徹底する。

③ 技能士の地方組織等が解体の危機にある事等を踏まえ、全国技能士会連合会や中小企業関係団体等を通じて、職種ごとの職能団体や業種団体等と国とが、さらなる支援策について協議を行う。

④ 2023 年技能五輪国際大会の日本への誘致を目指している愛知県への支援をすることで、技能尊重の機運を高める。

参考【日本再興戦略 2016(抄) 平成 28 年 6 月 2 日「生産性の高いものづくり分野の人材育成のため、若者の技能検定の受検料の減免を速やかに検討し本年内に結

論を得るとともに、技能五輪国際大会の日本への誘致に向けた具体的な方策を検討し、来年度年央までに結論を得る。」】

V. 「日本マイスター（仮称、以下略）」制度の確立に向けて

① 「日本マイスター」の認定に向けて立法化を目指す。「日本マイスター」認定の対象は、技能検定126職種のみならず、他の国家資格等も考えられる。全技連マイスター、理容BBシェービングマイスター等、各々の業界での取り組みも参考にする。ものづくりマイスター、各県のマイスター等、既存のマイスターの名称や資格等は堅持しつつ、新たにシームレスな「日本マイスター」の認証を考える。

② 「日本マイスター」の認証の仕組みを決める。ミシュランの3つ星のように、見える化できる制度にすることで、海外での展開や、インバウンド向けのサービス展開への道を広げる。技能にプラスして日本マイスターが持つべき能力を検討し、認定の基準を設定する。その際、各業界で独自のマーケティングの手法がある事等も考慮する。一方で、団体からの推薦により自動的に認定することは避けるべきである。

③ 「日本マイスター」の認定の効果について検討する。また、セキュリティ人材分野など、これからの成長分野も対象としていく。

(イメージ図)

